

第3次相模原市地球温暖化対策計画
(事務事業編)

令和2年3月

相模原市

目 次

第1章 計画策定の背景とこれまでの取組

- (1) 計画策定の背景1
- (2) 位置付け2
- (3) 前計画における取組3
- (4) 前計画における課題4

第2章 計画の基本的事項

- (1) 計画期間・基準年度5
- (2) 計画の対象範囲5
- (3) 計画の対象とする温室効果ガス5

第3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

- (1) 温室効果ガスの排出状況6
- (2) 削減目標6

第4章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

- (1) 施設・設備の対策7
- (2) 公用車の対策8
- (3) 廃棄物対策9
- (4) 資源・エネルギーの有効利用(運用改善)9

第5章 計画の推進体制及び進行管理

- (1) 推進体制12
- (2) 進行管理指標12
- (3) 取組結果の公表12

参考資料

- 1. 目標達成に向けた削減効果の試算13
- 2. 前計画における主な取組の進捗状況14

第 1 章 計画策定の背景とこれまでの取組

(1) 計画策定の背景

地球温暖化とは、二酸化炭素などの熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが、私たちの日常生活や事業活動などの社会的活動によって大量に排出されることにより、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象です。地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

平成 27(2015)年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を令和 12(2030)年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました(下記参照)。

そして、同年 12 月、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、令和 2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。同協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組であり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する「脱炭素社会」に向けた転換点となるものです。

我が国においては、「2030 年度に 2013 年度比で 26%の温室効果ガスの削減」を目標としており、目標達成に向けて国や地方自治体を挙げた取組の推進が必要とされています。また、平成 28(2016)年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者、住民の模範となることを目指すべきとされています。

本市においては、平成 24(2012)年 3 月に策定した「相模原市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「前計画」といいます。)に基づき、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた様々な取組を推進してきました。また、同時に「相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市域における温室効果ガスの削減目標や、市民、事業者、行政が取り組むべき対策を定め、各主体が連携・協力して取組を進めてきました。

本計画は、前計画が計画期間満了となることにより改定するものであり、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて更に取組を推進することを目的とします。

本計画の主な取組とSDGsの対応するゴール

	再生可能エネルギーの利用 省エネルギー設備・機器等の導入
	建築物の省エネ化 次世代クリーンエネルギー・自動車の導入
	ごみの減量化・資源化 事務事業における環境配慮の推進
	本計画全般が該当

(2) 位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」といいます。)第21条第1項に基づき都道府県及び市町村が定めることとされている、地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定します。

また、本市の地方公共団体実行計画(区域施策編)との整合を図りつつ、市内における大規模な排出事業者として、市域全体の温室効果ガス削減に貢献します。



図1 - 1 計画の位置付け

(3) 前計画における取組

【計画期間・基準年度】

平成 24(2012)年度から令和元(2019)年度までの 8 年間

基準年度：平成 22(2010)年度

【対象範囲】

本市が行う全ての事務事業

外部への委託等により実施する事務事業について、指定管理施設の運営に係るものは対象、その他の委託等による事務事業については対象外

【削減目標】

令和元(2019)年度における二酸化炭素排出量を基準年度比で 15%削減

【削減目標の達成状況と二酸化炭素排出量の推移】

市の事務事業に伴う平成 30 年度の二酸化炭素排出量は、125,130 トンとなり、基準年度比では 9.1%増加、前年度比では 4.8%減少

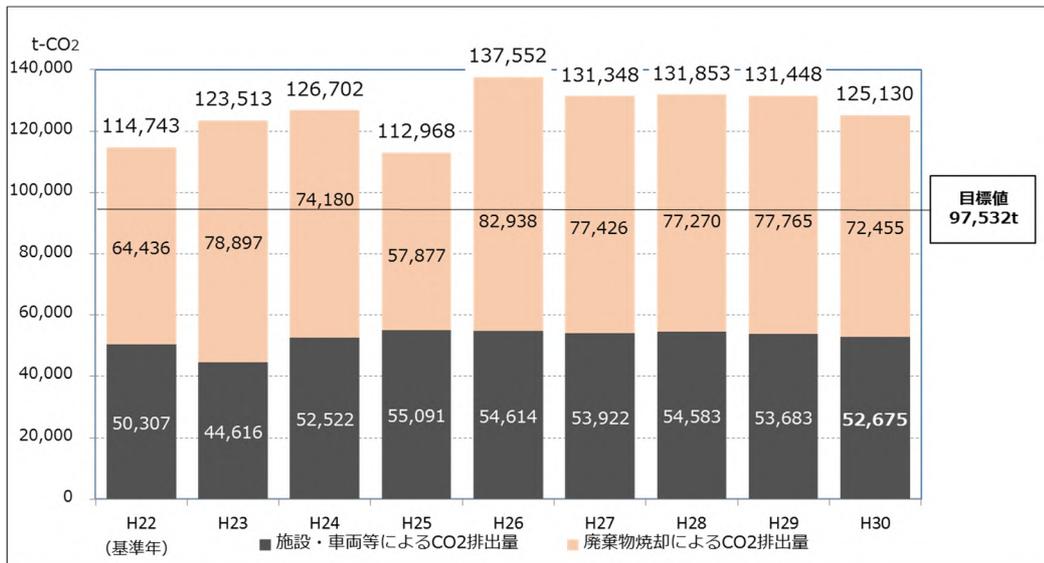


図 1 - 2 市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の推移

	H22	H30	対H22比
電力	34,008 t	39,725 t	16.8%
都市ガス	8,317 t	6,835 t	-17.8%
LPG	2,728 t	2,073 t	-24.0%
灯油	2,521 t	1,825 t	-27.6%
重油	983 t	466 t	-52.6%
ガソリン	1,076 t	936 t	-13.0%
軽油	612 t	813 t	32.8%
天然ガス	62 t	2 t	-96.7%
合計	50,307 t	52,675 t	9.1%

図 1 - 3 施設・車両等における二酸化炭素排出量の推移(エネルギー種別)

(4) 前計画における課題

【課題】電力の使用に伴う二酸化炭素排出量の増加

電気使用量は減少傾向にありますが、本市で使用している電気の購入先の約7割を占める東京電力の電力CO₂排出係数が基準年度と比べて約1.2倍に増加したため、結果として、電力の使用に伴う二酸化炭素排出量は増加傾向にあります。今後については、電気使用量の更なる削減や電力CO₂排出係数の低い小売電気事業者への切り替えが必要です。

また、平成23(2011)年度以降に開設・拡大した公共施設があり、電気使用量の増加につながった一方で、今後は施設の老朽化に伴う公共施設の改修・更新等の増加が見込まれることから、計画的に行う施設の改修工事等の中で、省エネルギー化についても適切に実施する必要があります。

	H22	H30	対H22比
電気使用量 (千kWh)	97,621	83,749	-14.2%
CO ₂ 排出量 【電気のみ】(t)	34,008	39,725	16.8%

図1-4 電気使用量、CO₂排出量の推移

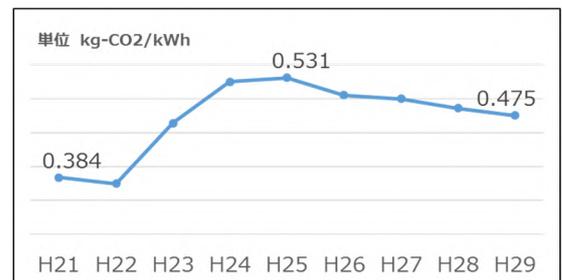


図1-5 電力CO₂排出係数の推移

【課題】廃棄物焼却による二酸化炭素排出量の増加

市域におけるごみ総排出量は減少傾向にありますが、ごみの焼却量は清掃工場の稼働日数や焼却炉の稼働状況等により変動するため、実際のごみ排出量と連動しません。

廃棄物焼却による二酸化炭素排出量は、焼却するごみに含まれている廃プラスチック類の量を基に算出(廃プラ含有量の分析結果には、毎回、ある程度の変動があります)していますが、ごみの減量化・資源化など市民、事業者への更なる働きかけが必要です。

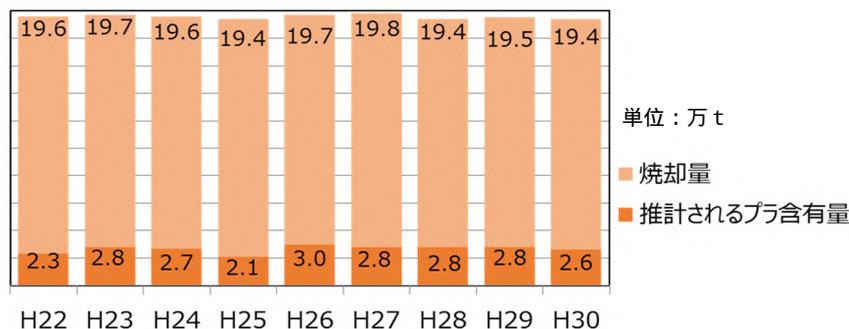


図1-6 清掃工場焼却ごみ中の廃プラスチック類の推移

第 2 章 計画の基本的事項

(1) 計画期間・基準年度

本計画の計画期間は、本市の地方公共団体実行計画(区域施策編)との整合を図り、令和 2(2020)年度から令和 12(2030)年度までの 11 年間とします。

また、基準年度についても、同様に平成 25(2013)年度とします。

なお、今後、社会経済情勢の変化があった場合や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務事業とします。

外部への委託等により実施する事務事業について、指定管理施設の運営に係るものは計画の範囲に含めることとします。その他の委託等による事務事業については対象外としますが、委託業務を行う受託者等に対し、業務上の環境配慮を要求することとします。

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画において削減対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項で定める 7 種類のガスのうち、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの 97%(平成 30(2018)年度実績)を占める二酸化炭素とします。

図 2 - 1 主な温室効果ガスとその発生源等

対象ガス	主な発生源等	
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリンなどの使用により排出される。排出量が多く、温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却などにより排出
メタン(CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て、稲作、家畜の腸内発酵などにより排出	
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行や燃料の製造、廃棄物の焼却などにより排出	

第3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

(1) 温室効果ガスの排出状況

施設・車両等による二酸化炭素排出量については、電力及び都市ガスの使用による排出が約9割を占めていることから、主としてこれらのエネルギーの使用量の削減に向けた対策を講じる必要があります。また、廃棄物焼却に伴う二酸化炭素排出量については、清掃工場で焼却される廃棄物の中に依然として多くの廃プラスチック類が含まれていることから、より一層のごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

	H25	H30		H25	H30
廃棄物焼却	57,877	72,455	電力	40,640	39,725
施設・車両等	55,091	52,675	都市ガス	7,493	6,835
(施設)	48,969	46,812	LPG	2,498	2,073
(工作物)	4,202	4,137	灯油	2,210	1,825
(車両)	1,920	1,726	重油	601	466
合計	112,968	125,130	ガソリン	939	936
			軽油	709	813
			天然ガス	1	2
			合計	55,091	52,675

図3 - 1 二酸化炭素排出量の推移(発生源別・エネルギー種別)(単位：t-CO₂)

(2) 削減目標

本市の事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で、30%削減を目指します。

(H25 総排出量の40%に当たる4.5万tをR12BAUからの削減見込量として設定)

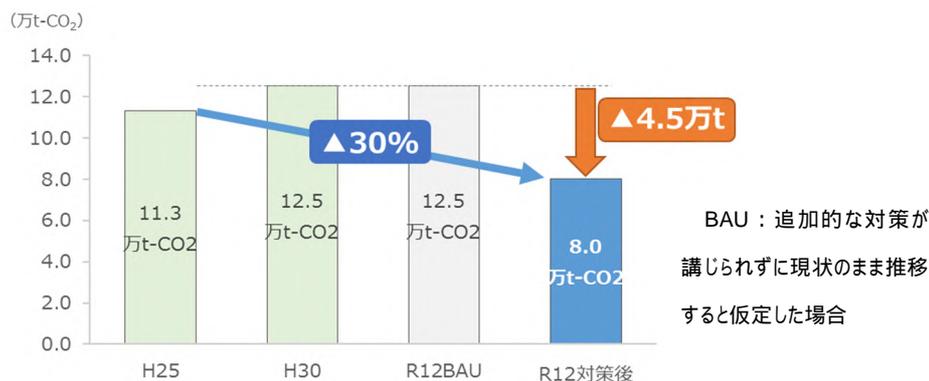


図3 - 2 削減目標の考え方

本市の地方公共団体実行計画(区域施策編)では、令和12(2030)年度の市域における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を、平成25(2013)年度比で26%削減することを目標として掲げています。市内の大規模な排出事業者として、本市の地方公共団体実行計画(区域施策編)や国の削減計画を踏まえた高い目標値を設定し、市域における削減目標の達成に貢献します。

第4章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組

(1) 施設・設備の対策

再生可能エネルギーは化石燃料に依存しないクリーンなエネルギーであり、温室効果ガスの削減に大きく寄与することから、あらゆる部門においてその導入拡大が期待されています。市施設においても、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー利用設備の積極的な導入を進めます。

施設の省エネルギー化については、空調・照明や OA 機器等の電気を使用する設備、また空調や給湯等の都市ガスを使用する熱源設備における対策が主なものとなります。施設規模や利用形態、また費用対効果等を勘案しつつ、高効率な設備への更新や新規導入を進めます。

1 再生可能エネルギーの導入

- あらゆる施設において、改修・更新等の機会を捉えて太陽光発電設備の設置を検討し、施設の構造等を勘案しつつ、積極的な導入を図ります。また、導入に当たっては、民間事業者の負担による設備導入など新たな導入手法の検討を行います。
- 太陽熱利用設備は、エネルギーの変換効率が高く、二酸化炭素の削減効果が高い設備です。特に、高齢者福祉施設やスポーツ施設といった給湯需要の多い施設については、改修・更新等の機会には太陽熱利用設備の導入を検討し、積極的な導入を図ります。
- 小水力・バイオマス・風力などその他の再生可能エネルギーについては、本市の自然的特性を生かしたエネルギーの活用や市民に対する再生可能エネルギーの普及啓発・環境教育という視点を踏まえ、施設の周辺環境等を考慮しつつ導入を検討します。
- 電力の調達に係る環境配慮型入札制度の見直しを行い、電力 CO₂ 排出係数の低い小売電気事業者との契約を推進することにより、公共施設で使用する電力の低炭素化を図ります。

2 省エネルギー設備・機器等の導入

- エネルギーを多量に使用する施設においては、ヒートポンプ方式による高効率熱源機器や、エネルギーの効率的利用が図られるコージェネレーションシステムの導入を進めます。
- 省エネルギー型・高効率型の照明機器を導入します。特に、LED 照明については、現在、技術の安定化や価格の低減等により急速に普及が進んでいるため、施設の用途や利用形態等に応じて各施設への導入を積極的に進めます。また、公園灯や道路照明等の工作物についても、LED 照明等の省エネ・高効率型照明機器の導入や更新を実施します。なお、削減効果の高い施設や、水銀灯を多く使用している施設を優先して取り組みます。
- 施設の省エネルギー化を図る上では、設備ごとにエネルギーの使用実態を的確に把握し、かつ最も効率的・効果的な運転を行う必要があります。エネルギーを多量に使用する施設については、改修・更新等の機会を捉えてエネルギー設備全体の監視を自動化するとともに、きめ細かな制御によって施設全体のエネルギー消費の最小化・最適化を図る「ビルエネルギー管理システム(BEMS)」の導入を検討します。

3 建築物の省エネルギー化

- 建築物の屋根・壁面等への高断熱材の使用や遮熱塗装や遮熱フィルムの貼付等、建築物の断熱性能の向上を図ります。
- ヒートアイランド対策という観点も含め、屋上緑化・壁面緑化(みどりのカーテン)を積極的に取り入れます。
- 資源の有効利用という観点から、雨水の適正利用が可能な場合は、雨水利用設備(雨水タンク)を設置します。

4 E S C O 事業の検討

- エネルギーを多量に使用する施設や非効率で老朽化した設備を使用している施設においては、民間事業者による省エネルギーに関する包括的なサービスである ESCO 事業の導入を検討します。

5 公共建築物長寿命化の取組における省エネルギー要素を含めた改修工事の実施

- 公共建築物長寿命化に向けた電気設備や空調設備等に関する工事の際に、省エネルギー効果の高い空調設備や L E D 照明の導入など、省エネルギー要素を含めた取組を合わせて実施していくことで、エネルギー消費量の削減を効率的に進め、ライフサイクルコストの削減を図ります。

(2) 公用車の対策

各課・機関等が管理する車両を含めた全ての公用車については、引き続きアイドリングストップの実施や公用自転車の利用促進などに努めるとともに、以下の取組により燃料使用量の削減を図ります。

6 公用自動車の適正利用(エコドライブ)

- 駐車時及び 5 分以上の停車時はエンジンを停止するとともに、加減速の少ない運転や走行ルート合理化、相乗りなど、効率的な走行に努めます。
- 車両管理者が実施する各種安全運転研修において、エコドライブを徹底させるための研修を盛り込みます。

7 公用自転車の利用促進

- 「相模原市公用自転車使用要領」に基づき、近距離の移動に際しては公用自転車を積極的に利用します。

8 低公害車や次世代クリーンエネルギー自動車の導入

- 車両の更新や新規導入に際しては、「相模原市庁用自動車に係る環境行動指針」に基づき九都県市指定低公害車を導入するものとし、特に電気自動車や燃料電池自動車をはじめとする次世代クリーンエネルギー自動車を積極的に導入します。

(3) 廃棄物対策

基準年において本市が排出する二酸化炭素のうち、廃棄物焼却に伴う排出が 5 割以上を占めていることから、温室効果ガスの削減に当たっては、更なるごみの減量化・資源化が必要な状況にあります。

本市では、第 3 次一般廃棄物処理基本計画において、持続的かつ長期的視点に立った重点施策として「生ごみ・食品ロスの削減」、「事業系ごみの減量化・資源化」等を掲げ、「ともにつくる資源循環都市 さがみはら」の実現に向けて、4R(発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用)を推進し、更なるごみの減量化・資源化等に向けた取組を実施していきます。

9 家庭系ごみの減量化・資源化の推進

- 家庭系ごみについては、生ごみ・食品ロスの削減、海洋プラスチック汚染の防止にもつながる過剰包装やレジ袋(廃プラ含む)等の削減による減量化に加え、剪定枝等の新たなリサイクルシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、リサイクルショップなどの活用によるリユースの促進に取り組みます。

10 事業系ごみの減量化・資源化の推進

- 事業系ごみについては、生ごみ・食品ロスの削減(会食時における「3010 運動」の実施及び啓発等)による減量化に加え、代替品による容器包装プラスチック類の減量化(廃プラの削減)を国や事業者へ働きかけることや、食品残さ、木くず・剪定枝などの資源化の拡大、さらに排出事業者がごみの処理の流れを自ら把握し、適正に排出する仕組みづくりの推進に取り組みます。

11 ごみ焼却熱の有効利用

- 清掃工場ではごみの焼却によって発生する熱エネルギーを有効活用し、施設への蒸気の供給や余剰電力の売却等を引き続き推進します(南清掃工場は、再生可能エネルギー発電施設 の認定を受けています)。

再生可能エネルギー発電施設・・・ごみを焼却処理した際に発生した熱を利用して発電するなど再生可能エネルギーを活用して発電をする施設であり、化石燃料を用いた発電より二酸化炭素の排出を抑えることができる。

(4) 資源・エネルギーの有効利用(運用改善)

本市では、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用等に係る取組を進めるため、平成 12(2000)年度から ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムを導入し、平成 22(2010)年度からは、職員相互による環境監査を行う本市独自のシステムとして運用してきました。平成 27(2015)年度からは、新たに定めた「相模原市環境方針」に基づき、各課・機関の自主的な取組を進めています。本計画においても、引き続き省エネルギー活動や環境

配慮活動を推進します。

また、市域面積の約 6 割を占める森林は、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っており、温室効果ガスの削減効果が期待されることから、本市の特徴である豊かな森林資源を生かした温暖化対策として、市有林の適切な管理や公共建築物への木材利用の推進などに取り組みます。

12 エネルギー使用機器の適正利用

< 冷暖房機器 >

- 運転管理・温度管理の徹底
運転時における室温の目安は、冷房時 28℃、暖房時 19℃とし、来庁者が不快と感じない範囲で運転を抑制します。
- 時間外の原則運転停止
原則として、時間外の冷暖房機器は停止します。やむを得ず時間外業務で冷暖房が必要な場合は、各施設の管理者に事前に了承を得ることとします。
- ブラインドやカーテン等の利用
ブラインドやカーテン等の利用による適切な遮光・断熱を行い、冷暖房機器の使用抑制を図ります。
- クールビズやウォームビズの実施
冷暖房の使用抑制のため、室温設定の配慮に加え、期間を定めてクールビズやウォームビズを実施します。

< 照明機器 >

- 昼休みの完全消灯
窓口等の市民利用スペースを除き、職務を行わない事務室等の消灯を徹底します。
- 会議室・更衣室・トイレ等の消灯
会議室、更衣室、書庫、トイレ等については、使用後の消灯を徹底します。
- 時間外における適正利用
時間外業務時は、使用していないスペースの消灯を徹底します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進
計画的な事務執行や業務の効率化などにより定時退庁の実施や休暇の取得促進などに努めます。

< O A 機器 >

- 電源の適正管理
パソコン・プリンターなど、使用しない時間はこまめな電源オフを実施します。
- 省電力機能の活用
スリープモード・スタンバイモードなどの省電力機能がある機器については、積極的に機能を活用します。

< その他の設備・機器等 >

- エレベーターの稼働抑制
2 台以上のエレベーターを設置する施設においては、来庁者の利便を考慮しつつ、時間外な

ど利用者が減少する時間帯については、1台のみを運転させるなど必要最小限の運転に努めます。

- 省エネルギー機器の選択

エネルギーを使用する機器を新規に導入もしくは更新する際は、省エネタイプの機器を選択します。

- 待機電力の削減

待機電力を削減するため、電気機器を使用しない時は原則としてコンセントからプラグを抜きます。

13 環境配慮活動の推進

- 紙使用量の削減

統合文書管理システムの活用による文書のペーパーレス化、2イン1や資料の共有化によるコピー度数の削減、両面印刷や裏面活用の推進等により、紙使用量を削減します。

- 事務室排出ごみの削減

「ごみ・資源排出マニュアル」に従い、資源分別を徹底するとともに、事業活動によって発生したごみごみのみの排出とし、個人ごみは一切排出しないこととします。また、トナーカートリッジなどについては、極力搬入業者等に回収を依頼します。

- 環境配慮製品の購入

環境に配慮した物品等(グリーン製品)を優先して調達することとします。調達に当たっては、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じて行います。

- イベント等における環境配慮

市が実施するイベント等においては、可能な限り廃棄物の発生抑制やエネルギー使用量の低減化を図ります。

- 環境配慮推進員研修の実施

庁内各課の環境配慮推進員を対象に研修を実施し、環境負荷の低減や地球温暖化問題への理解を促進することにより、各課の事務事業の実施における環境配慮を推進するとともに、職員一人ひとりのライフスタイルを転換し、身近な行動を実践するよう促します。

14 森林資源の利活用

- 「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共建築物の

木造化、木質化を推進することにより、木材の利用拡大を図ります。

- 市有林の間伐や枝打ちなどの森林管理を推進します。

15 省エネルギー診断等を活用した施設管理

- 照明や空調などの日常のメンテナンスや運用方法の改善によるエネルギー消費量の削減を

促す省エネルギー診断の受診及び診断結果に基づく運用改善により、エネルギー使用量の削減を図ります。

第 5 章 計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

本計画に基づく取組は、エネルギー使用量の把握やエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)において策定が義務付けられている、エネルギーの使用に関する合理化計画(中長期計画書)等と密接な関係があります。

そのため、庁内各局等の総務室やエネルギー使用量の多い施設を所管する課・機関等で構成する「相模原市省エネルギー推進会議」において、取組結果の評価・検証を行うとともに、課題の共有、本計画の見直しなどについて、全庁的な調整を行い、庁内一丸となって温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。

また、本計画と市域全体の削減計画が一体となって本市の地球温暖化対策を推進する必要があることから、本市の地方公共団体実行計画(区域施策編)の進行管理の役割を担う「相模原市地球温暖化対策推進会議」に評価・検証の結果を報告します。

(2) 進行管理指標

削減目標に対する達成状況の評価・検証を行うため、進行管理指標を設定し、取組の進捗状況を把握します。

進行管理指標		基準値(H25 使用量)
エネルギー 使用量	電気使用量	82,052 千 kWh
	都市ガス使用量	3,339 千 m ³
	公用車使用に伴う燃料使用量	ガソリン
軽油		242 千
機器等 設備・	再生可能エネルギー設備の導入状況	各年度の導入実績
	省エネルギー設備・機器等の導入状況	各年度の導入実績

高効率化されていない照明設備の数などの公共施設における実態把握に努めるとともに、導入経費や光熱水費の削減効果に関する実績を整理し、更なる取組につなげます。

図 5 - 1 進行管理指標

(3) 取組結果の公表

本計画に基づく取組結果は、毎年度、地球温暖化対策実施状況報告書や市ホームページ等において公表します。

参考資料 1 . 目標達成に向けた削減効果の試算

主な取組	削減見込量（試算値）
再生可能エネルギーの導入	約2.5万t削減 <ul style="list-style-type: none"> 電力CO₂排出係数の改善【▲約1.7万t】（より低炭素な小売電気事業者を選択） 施設、車両等におけるエネルギー使用量を15%削減【▲約0.8万t】
省エネルギー対策・運用改善	
公用車の対策	
廃棄物対策	約2万t削減 <ul style="list-style-type: none"> 総焼却量の削減及び廃プラスチック類含有率の低減

< 主な取組の目安 >

	H30（2018）年度【現状】	R12（2030）年度に目指す水準
太陽光発電設備の導入	45施設 329.4kW	太陽光発電設備を新たに50の公共施設に導入を目指す
省エネ型照明機器（LED照明等）の導入	54,993灯	エネルギー使用量の多い施設や、高効率照明への交換により大きな削減効果が見込まれる施設を中心に、設置されているほぼ全ての照明の高効率化を目指す【国の計画において、高効率照明について、2030年までにストックで100%の普及を目指す】とされていることを踏まえて設定】
次世代自動車の導入（EV、FCV、HV、PHEV等）	46台（全公用車の5.3%） 【参考】 全公用車における次世代自動車の割合 国：15.3%（H29） 札幌市：14.7%（H29） 横浜市：10%（H28）	代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることを目指す【国の計画と同水準】
ごみ焼却量（廃プラ）の削減	<ul style="list-style-type: none"> 総焼却量195,398t 廃プラスチック類含有率24.23%（いずれもH24～H30平均値） 	<ul style="list-style-type: none"> 総焼却量171,766t（一般廃棄物処理基本計画における推計値を基に設定） 廃プラスチック類含有率の更なる低減を目指す

参考資料 2 . 前計画における主な取組の進捗状況

(1) 再生可能エネルギーの導入

計画期間中の導入実績(太陽光発電設備)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30末 導入状況
導入箇所 (施設)	6	8	2	2	1	1	1	45
導入量 (kW)	34.8	51.9	11.4	23.5	9.6	5.3	5.5	329.4

+21施設 +142kW (CO2削減見込量71t)

計画期間中の導入実績(太陽熱利用設備)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30末 導入状況
導入箇所 (施設)	新規導入実績無し							5
導入量 (㎡)								120.5

(2) 省エネルギー設備・機器等の導入

計画期間中の導入(更新)実績

年度	高効率設備の導入 (エレベーター・空調 設備の更新)	省エネ型照明 機器の導入	建築物の断熱性能 の向上(遮熱塗装・ フィルム)	屋上・壁面緑化
導入量	40施設	54,993灯	6施設	8施設
CO2削減 見込量	321t	3,886t	25t	8t

(CO2削減見込量4,240t)

(3) 低公害車や次世代クリーンエネルギー自動車の導入

保有台数の推移

年度	H22	H30
EV	5	3
FCV	0	2
ハイブリッド	8	39
天然ガス	16	2
合計	29	46

EV・FCVの導入状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
<EV>									
環境政策課	+5								
環境保全課				+1					
津久井まちセン				+1					
緑区役所区政策課							+1		
<FCV>									
環境政策課						+1	+1		
EV・FCV 保有台数	5	5	5	7	7	8	10	10	5

(4) ごみの減量化・資源化

市施設からのごみ排出量の推移

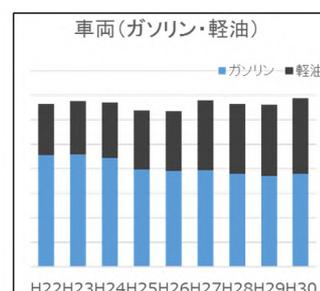
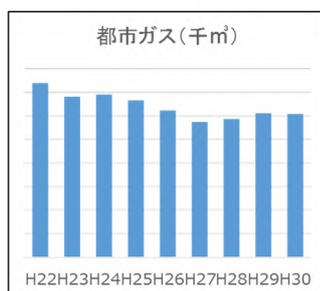
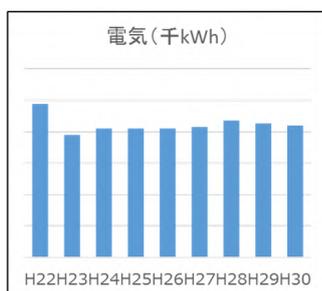
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
41 t	43 t	39 t	43 t	39 t	41t	42t	45t	45t

※本庁舎、総合保健医療センター、各区役所、各総合事務所のみを集計

(5) 資源・エネルギーの有効活用

市施設等におけるエネルギー使用量の推移 (進行管理指標)

エネルギー種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	基準年度比
【施設】電気 (千kWh)	97,621	77,903	82,015	82,052	82,200	83,025	86,949	85,402	83,749	-14.2%
【施設】都市ガス (千m ³)	3,707	3,416	3,455	3,339	3,112	2,870	2,927	3,062	3,046	-17.8%
【車両】ガソリン (千ℓ)	454	459	444	395	391	392	378	369	377	-17.1%
【車両】軽油 (千ℓ)	210	217	226	242	242	285	284	291	310	46.9%



第3次相模原市地球温暖化対策計画(事務事業編)

発行日 令和2年3月
発行者 相模原市
編集 環境経済局 環境共生部 環境政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042-769-8240